【 駐 車 場 解 約 通 知 書 】

有限会社 ハタノ不動産　行

本解約通知書をFAX：096-369-5357 又は 郵送にて 当社までご送付下さい。

駐車場名		駐車NO.	

ご解約年月日	令和　　年　　月　末　日				
解約前のご連絡先	ご住所			TEL	
解約後のご連絡先	ご住所			TEL	
法人ご契約の場合	担当者様ご氏名：	TEL		FAX	
賃料支払状況	□　引落　□　振込（　月　日）　□　持参（　月　日）　で　　月分迄支払い済み				

【敷金返還方法】	□　解約月の駐車料金に充当（なお、充当しても敷金が残る場合は下記指定口座へ振込みになります）
	□　指定口座へ振込み（解約月月末に精算の上、解約月翌月１ヶ月以内に振込手数料差引で返金となります）

【 敷金返還先 】

金融機関名		支店名	
口座番号	□　普通　□　当座　NO.	口座名義 カナで記入	

※解約届を提出される前に必ずお読み下さい。

①	駐車場は月割りです（末日での解約扱いになります）。解約時の日割りはありません。
②	解約通知は、解約月前月の末日迄に必要です（１ヶ月前通知） 解約月前月末日迄に通知しなかった場合は、違約金（１ヶ月分）が発生します（敷金から差引き可） （違約金発生例）１月５日通知 ➡ １月３１日解約（同月内にて通知 ➡ 解約）
③	解約お申し出後、次の方が契約された場合、解約の取消し（続けて借りる）はできません。 なお、ご自身の親族・友人・知人に契約の引継ぎはできません（また貸し禁止）
④	賃借人で設置したネームプレート・残置物等がある場合には、解約日までに撤去下さい。
⑤	敷金のお受取り方法は、賃借人様名義の口座へ、振込手数料差引の振込みにてご返金させて頂きます。
⑥	自動送金サービスを、ご自身で金融機関にご依頼されている場合は、当社及び貸主では、停止手続きは出来ません ので、ご自身で金融機関への停止手続きをお願い致します。

□　私は、借上げ区画のネームプレート・残置物等ある場合は、撤去済で明け渡す事をお約束申し上げます。

□　撤去せず明渡した場合は撤去費用を負担致します。

↑上記２ヶ所チェック下さい

↓１ヶ所チェック下さい。

□　上記確認・ご誓約の上、解約通知致します。

解約通知提出日　令和　　年　　月　　日

ご氏名　　㊞

〒862-0903
熊本県熊本市東区若葉1丁目38-6
有限会社 ハタノ不動産
TEL：096-369-5356 ／ FAX：096-369-5356
MAIL：hatano_kumamoto@yahoo.co.jp